

令和5年3月13日

株式会社ミカミ

代表取締役 三上 靖彦

新型コロナウイルス感染症に関する当社の取組みについて【第十版】

新型コロナウイルスによる感染症に罹患された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

当社では、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、地域住民の皆さま、お客さま、全従業員および家族の健康と安全確保を最優先に関係各所と連携するとともに当社における取組みを実施いたしますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

《取組み内容》

1. 感染予防対策

(1) 3つの密（密閉、密集、密接）の回避

■会議等を行う際は、最小限の人数で行い終了時刻を設定し、極力短時間とする。

■移動の際、利用する車輦内でのマスク着用の推奨及び定期的な換気を実施する。

直行・集合・直帰を臨機応変に対応し、複数人乗車の密集を回避する。

■飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）による感染拡大を防ぐために、できる限り人との間隔を空ける。

■茨城県が推奨する「基本的な感染症対策」を継続してください。

（茨城県 HP より https://www.pref.ibaraki.jp/1saigai/2019-ncov/stage_suii.html）

(2) 体調管理

■体調に異常がある場合には無理に出勤せず、有給休暇の活用若しくはテレワーク勤務としてください。

(3) マスク着用

■マスクの着用は個人の判断に委ねることを基本としますが、引き続き各種感染症の感染拡大を防止するため、マスク着用が効果的な場面等について配慮をお願いします。

〈マスク着用が効果的な場面〉

高齢者など重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、①～③の場面では、マスクの着用を推奨します。

- ① 訪問先が医療機関や高齢者施設の場合
- ② 通勤時など、混雑した電車やバスに乗車するとき
- ③ 基礎疾患がある方と面談・会議などを行うとき

(4) 消毒・換気活動

■定期的なドアノブやスイッチ等の消毒活動及び換気活動を徹底する。

(5) テレワーク勤務

■感染拡大防止のためテレワークを積極的に活用する。

2. 従業員が感染した場合の対策

- 従業員の感染が確認された場合には、所轄保健所、指定医療機関の指示に従って行動する。
- 濃厚接触者として認定された従業員は、5日間若しくは保健所等の指示による期間、自宅待機（テレワーク勤務）とする。

3. 家族（同居人）が感染した場合の対策

- 従業員への安全配慮と感染拡大防止を考慮し、当該従業員の家族（同居人）が感染した場合は、5日間若しくは保健所等の指示による期間、自宅待機（テレワーク勤務）とする。

以 上